



プライバシーポリシー

2021年12月13日

目次

A. 目的	3
B. 適用範囲	3
C. 定義	3
D. データ保護原則	4
E. 法的根拠	4
F. Magna の管理者(コントローラー)と処理者の責任	4
G. 個人データの保持	5
H. 譲渡および開示	5
I. プライバシーバイデザイン	5
J. データ主体の権利	5
K. 個人データの漏洩	6
L. トレーニング	6
スケジュール「A」 - 対象国	7

A.目的

Magnaは、適用法に基づき、すべてのステークホルダーのプライバシーを保護することに、しっかりと取り組んでいます。このコミットメントに関連し、以下のポリシーは、Magnaが特定の国の適用されるデータプライバシー法を遵守するための枠組みを説明しています。

B.適用範囲

本ポリシーは、以下に適用されます：

- i. Magna International Inc.とその世界各地の事業グループ、部門、共同事業、その他の事業（以下、「Magna」と総称）の、決められた国（以下、「対象国」と定義）に居住する全事業体と全従業員。
- ii. 対象国に居住するデータ主体（以下に定義）で、その個人データがMagnaに提供されたもの。
- iii. 対象国に居住するデータ主体の個人データを管理または処理するMagnaの事業体または従業員（所在地に関わらず）、および
- iv. 本ポリシーで特定された役職に就いているその他のMagna従業員。

C.定義

「管理者（コントローラー）」によって行われる個人データの「管理」とは、個人データ処理の目的および手段を決定することを意味します。

「対象国」とは、本ポリシーの別表「A」に記載されている国（随時更新される）をいい、欧州連合加盟国および欧州連合の一般データ保護規則に類似した法律を有するその他の国が含まれます。

「個人データ」とは、対象国に居住する特定または識別可能な単一の自然人（「データ主体」）に関連するあらゆる情報を意味します。個人は以下を参照することにより、直接的または間接的に識別できる場合、識別が可能です。

- i. 名前、識別番号、位置データ
- ii. データ主体の身体的、社会的、または経済的アイデンティティの表現である要素。

「個人データ漏洩」とは、個人データの偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示、または個人データへのアクセスにつながるセキュリティの漏洩を意味します。

「処理者」とは、管理者の命令に従い、または管理者の代わりに個人データを処理する個人または団体を意味します。

「処理」とは、収集、記録、整理、構造化、保管、変更、使用、送信による開示、消去または破壊を含む、個人データに対して行われるあらゆる操作を意味します。

中国における「機密性の高い個人データ」とは、開示された場合または違法に使用された場合に、データ主体の個人的尊厳を容易に侵害したり、物質的安全性に危害を及ぼす可能性のある個人データを指し、個人の財務データ（銀行口座番号など）および識別データ（パスポートや運転免許証の番号など）が含まれます。一方、他の対象国では、「機密性の高い個人データ」とは、人種や民族、政治的意見、文化・宗教や哲学上の信念、労働組合への加盟を明らかにするデータ、健康や性生活、性的指向に関するデータ、遺伝子データ、生体認証データのみを意味します。

D. データ保護原則

Magnaは、対象国の適用されるデータプライバシー法に定められた個人データの処理に関する原則に従います。その原則は、以下のとおりです：

- Magnaがデータ主体から直接または間接的に収集した個人データは、適法で透明性があり、公正な方法で処理されるものとしします。
- Magnaは、特定の明示的かつ正当な目的のためにのみ個人データを収集します。
- Magnaが収集する個人データの量は、適切で、関連性があり、これらの目的のために必要なものに限定されるものとしします。
- Magnaは、収集した個人データが正確かつ最新であること、および不正確なデータが消去されることを保証するための合理的な措置を講じます。
- Magnaは、データが収集された特定の目的を遂行するために必要な期間のみ、個人データを保持します。
- Magnaは、データ違反を防ぐために適切なセキュリティを確保する技術的および組織的な手段に従い、個人データ（特に機密性の高いデータ）を処理します。

E. 法的根拠

Magnaは、適用されるデータプライバシー法により対象国で個人データを処理するものとしします。法的根拠は、以下のとおりです：

- データ主体または他の個人の重要な利益を守るため。
- 適用される法律、規制、または契約に基づくMagnaの法的義務を遵守するため。
- 契約を履行するため、またはデータ主体の要求に応じてデータ主体との契約を締結するため。
- データ主体の基本的な権利と自由に優先する場合を除き、Magnaの正当な利益を追求するため。
- 法律で定められている場合は、データ主体の同意を得るものとしします。

F. Magna の管理者(コントローラー)と処理者の責任

Magnaの管理者および処理者は、処理が適用されるデータプライバシー法に基づいて行われていることを保証し、それを証明できるような手段を実施します。また、Magnaの管理者および処理者は、データ主体の権利を確保します。

Magnaは、適用されるデータプライバシー法の要件を満たす適切な技術的・組織的措置を実施することを十分に保証する処理者のみを使用します。Magnaに用いられる処理者は、Magnaの管理者からの文書化された指示に基づいてのみ個人データを処理し、適用されるデータプライバシー法の要件を遵守することを義務付ける書面による契約に拘束されるものとしします。

Magnaの各管理者および処理者は、その責任の下で処理活動の記録を保持するものとし、その記録には少なくとも以下の情報が含まれるものとしします：管理者または処理者の名前と連絡先、処理の目的、データ主体のカテゴリと個人データのカテゴリの説明、個人データが開示された受け取り人のカテゴリ、第三国への個人データの移転に関する情報、採用された技術的および組織的なセキュリティ対策の一般的な説明、個人データに適用される保存期間。

データ主体から個人データを収集する際、Magnaの管理者は、個人データの目的、処理範囲、保存期間などの一定の情報を提供する必要があります。個人データ収集の新たな目的が生じた場合、または当初の目的が変更された場合には、データ主体にその旨を通知し、適用されるデータプライバシー法で必要とされる対象国の場合には、それらの同意を得るものとします。

データ主体が権利を行使する場合（後述のように）、Magnaの管理者および処理者は、簡潔で透明性があり、分かりやすく、容易にアクセスできる形で、明確で分かりやすい言葉を用いて回答します。また、Magnaの各管理者（コントローラー）および処理者は、Magnaの情報セキュリティリスク・コンプライアンス部が管理する情報セキュリティポリシーに記載されている要件に基づき、処理している個人データを保護し、安全に保つための適切な手段を実施するものとします。

G.個人データの保持

Magnaの情報ガバナンス・チームは、法的およびビジネス上の要件に基づいて保存期間を特定しており、それはMagna's [Global Record Retention Schedule](#) (Magnaのグローバル記録保持スケジュール「MGRRS」) に記載されています。MGRRSは、Magnaが企業情報を保持しなければならない期間を定めており、訴訟や規制措置の際に防御可能な方法を提供しています。各Magnaの管理者および処理者は、保存期間が終了した後に個人データを削除、破壊、または匿名化するかどうかを決定するものとします。

H.譲渡および開示

Magnaの管理者および処理者は、必要な範囲で、法的根拠がある場合には、関連会社、サービス提供者、ビジネスパートナー、政府機関などの第三者に特定の限定された個人データを開示することがあります。

Magnaの管理者および処理者は、以下の場合にのみ個人データを別の国に転送することができます：

- 仕向国が適切なレベルのデータ保護を行っている対象国が判断した場合。
- 転送が管轄のデータ保護当局によって承認された契約条項に従ったものであること、または
- 適用されるデータプライバシー法で許可されている場合には、対象国とするものとします。

I.プライバシーバイデザイン

個人情報収集・処理する前に、特にリスクの高い情報を処理する場合（例えば、機密性の高い個人データの大規模な処理）には、Magnaはプライバシーリスク評価を実施します。評価の結果に基づき、Magnaは、必要最小限の情報を処理するデフォルトシステムを含め、特定されたリスクを最小限に抑えるための適切な保護手段を設計・実施します。

J.データ主体の権利

すべてのデータ主体は、適用されるデータプライバシー法に基づき、以下のようないくつかの権利を有しています：

- 自己に関する個人データが処理されているか否かについての確認、および当該データのコピーをMagnaの管理者から取得すること。その場合、データ主体は、処理の目的、受け取り人、データを保存する期間などの追加情報を含む、自己のデータへのアクセスを要求することができます（アクセス権）。
- 構造化された、一般的に使用されている機械で読み取り可能な形式で自己の個人データを受け取り、そのデータを他の管理者に送信する権利（データ携行の権利）。

- いつでも将来のために与えられた同意を取り消すことができる（同意撤回権）。
- 居住国のデータ保護当局に苦情を申し立てることができる（苦情を申し立てる権利）、および
- 自己の個人データの処理に対して異議を唱えることができます（異議申し立ての権利）。

さらに、データ主体は以下を要求することができます：

- Magnaが自己に関する不正確な個人データを修正すること（情報を修正し、完全なものにする権利）、不正確なデータの処理および違法なデータ処理を制限すること（処理を制限する権利）、および
- 場合によっては、Magnaに対して個人データの削除を要求したり（削除権）、匿名化したりすることができます。

Magnaは、権利を行使する人を差別しません。ただし、権利を行使することにより、データ主体が事前に考慮すべき一定の結果が生じることがあります（例えば、データ主体がMagna Talent Poolに提出した応募データの処理に対する同意を取り消した場合、データ主体には適切な求人情報の連絡が行われなくなることがあります）。

また、Magnaは、かかる個人データが開示されたすべての管理者および処理者に、データ主体の修正、制限、または削除の要求について通知するものとします。

K. 個人データの漏洩

Magnaは個人データの漏洩を真摯に受け止め、迅速に対応します。

データ主体の権利および自由に対するリスクをもたらす可能性のある個人データの侵害が発生した場合、Magna処理者は、それに気づき次第、Magna管理者に通知するものとします。同様に、Magnaの管理者は、違反に気付いた後、対象国のデータプライバシー法に定められた期間内に、必要に応じて関連するデータ保護当局に通知するものとします。また、管理者も、影響を受けるデータ主体に対し、明確かつ平易な言葉で違反を伝えるものとします。Magna管理者は、データ保護当局と緊密に協力し、違反の逆転させ、将来の漏洩のリスクを軽減するものとします。

L. トレーニング

Magnaは、大量の個人データまたは機密性の高い個人データにアクセスする従業員にトレーニングを提供し、データプライバシーを理解して遵守する能力を実証できるようにするものとします。

Magnaは、全従業員が、このポリシー、関連する手順、および適用される法律に従って個人データを保護する責任を理解することを保証するものとします。

スケジュール「A」 – 対象国

欧州連合の加盟国であるすべての国

ブラジル

中国

日本

北マケドニア共和国

セルビア

韓国

スイス

タイ

トルコ

英国

Originally Enacted: May 25, 2018

Current Version: December 13, 2021

Next Review: December 13, 2024

Issued By: Data Privacy

Approved By: Chief Compliance Officer on behalf of the Magna Compliance Council



Forward. For all.